別紙1

令和8年度つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工工事
公募型プロポーザル仕様書

1. 仕様書の意義

本仕様書は、「令和8年度つつじヶ丘農村公園インクルーシブ遊具等設計・施工工事」に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める提案の要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、本仕様書に明記している事項を満たしたうえで、本業務に関する提案を行うこと。

2. 業務内容等

（1） インクルーシブ遊具等の実施設計（詳細図面の作成、構造計算含む）
（2） インクルーシブ遊具等の製作設置工事（基礎工事及び土木工事を含む）
（3） インクルーシブ遊具等設置に伴う安全施設の設置工事
（セーフティサイン、安全マット、安全柵等）
（4） インクルーシブ遊具等設置に伴う整地工事
（5） 利用に関する注意看板設置工事
（6） 休憩施設（東屋等）設置工事

※上記のほか、事業のために必要となる工事や調査、手続き費用等を含む。
※予算上限額の範囲内において追加して実施可能な提案があれば、積極的な提案を求める。

3. 要求事項

（1） 目的物に関する事項

① 提案上限額

80,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

② 履行場所

宇土市椿原町金嶽 875 つつじヶ丘農村公園（ちびっこ広場・ゲートボール場）

③ 設置予定遊具施設等

遊具施設等の内容は下記に定めるものの他、設計時の打合せをもって検討を行うこと。

【遊具】

全体の面積は 4000 ㎡程度とする。

●乳・幼児エリア（1 歳～3 歳・3 歳～6 歳）

・安全柵などで専用エリアを設け安全確保を行なうこと。
・上記エリア内に単体のインクルーシブ遊具を複数設けることとし、複合遊具の設置も可とする。
・複合遊具又は単体のインクルーシブ遊具には次のものを設置すること。
・滑り台は、滑り降りた先が広く、安全が確保できるもの。

●インクルーシブブランコ

・上記エリアの内へ設置し、ブランコマット、安全柵を整備すること。

●対象年齢 6 歳～12 歳遊具

・上記エリア内に単体のインクルーシブ遊具を複数設けることとし、複合遊具の設置も可とする。

●既設遊具の撤去

・上記エリア内の既存遊具は、適正に処分を行うこと。

【その他】

・公園内に遊歩道を設けること。(カラー舗装等)

・公園駐車場と公園内の案内看板について、別紙位置図箇所に設置すること。

④ 配慮事項

ア. 地域特性を活かしたテーマをもち、独創性や親しみ、愛着がもてるデザインにすること。

イ. 障害の有無に関係なく子どもの五感や好奇心を刺激し、多様な遊びの形態を提供できる空間となるような遊具を設置すること。

ウ. 施設には日陰となるものが少ない為、炎天下での利用について、子どもや保護者等の利用者に対し配慮すること。

エ. 各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。

オ. 遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 3 版)令和 6 年 6 月国土交通省」、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)令和 6 年 6 月国土交通省」及び「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2024)」((一社)日本公園施設業協会)に準拠すること。

カ. (一社)日本公園施設業協会 SP マーク表示認定企業の製品とすること。

キ. (一社)日本公園施設業協会の公園施設賠償責任保険に加入した製品とすること。

(2)施工に関する事項

① 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 12 月 10 日(金)まで

② 施工計画

工程計画、施工方法等については、任意様式(A3 版又は A4 版)により提出すること。

③ 搬入路

施設内は、車両の通行を想定していない箇所もあるため、搬入車両によっては養生等による適切な対応を行うこと。

④ 施工時間帯

原則として 8 時 30 分から 17 時 00 分(土・日・祝日・年末年始等は除く)

※施設管理者が認める場合はこの限りでない。

⑤ 受注者は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第 2 版)平成 26

年 6 月国土交通省」等に基づき設計及び工事を履行すること。

⑥ 受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。

⑦ 工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事の工程が容易に把握できるようにすること。

⑧ 土木工事施工管理基準に基づき、出来形管理図表を作成すること。

⑨ 遊具等の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

⑩ 現場より発生する建設副産物については、適切に処分すること。

⑪ 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。

⑫ 一般の公園利用者の安全を第一とすること。また、工事区域は工事関係者以外の出入りがないよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。

⑬ 工事に伴い、公園内の施設等を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。

⑭ その他、不明な点については、監督員の指示によること。

⑮ 本工事の実施に当たっては、基礎工事など市内業者を活用する下請施工や必要な資機材や建設機械等の購入またはリースを市内業者から調達するなど市内業者の育成や地域経済の振興に配慮すること。

4. 提案を求める範囲

（1） テーマ

周辺の自然環境など、地域の特色を活かしたテーマを持つ遊具の提案とすること。また、未就学児や児童、保護者が一緒に行きたくなるような魅力的かつオリジナリティ溢れるデザインとすること。

（2） 目的物の構造形式・機能・レイアウト

「3. 要求事項」を満たした構造形式、機能、レイアウトとすること。（概要図、配置図、三面図により求める。）

（3） 安全性

国土交通省及び（一社）日本公園施設業協会による遊具の基準に準拠するとともに、過去の類似遊具の利用状況を考慮した安全対策に配慮した提案とすること。

また、事業者が整備する提案エリア内について雨天時のぬかるみ防止対策に配慮すること。

（4） 維持管理を容易・経済的にするための工夫

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理費を低減できる対策の提案を求める。また、参考資料として完成後 10 年間に必要となる維持管理費用の予測を1年毎にまとめて維持管理ランニングコスト表（任意様式）を提出すること。

（5） ワークショップの運営

デザイン、レイアウトの検討に際し、地域団体（学校、幼稚園等）に対しワークショップを開催、運営し、幅広い視点を取り入れること。

5. 参考資料

参考資料 1：位置図･平面図

参考資料 2：現況写真